

## 処分基準（公表用）

様式第 4 号

所管部（局）・課 教育庁教育総務課

法令名	佐賀県教育委員会会議規則	法令番号	昭和 3 1 年佐賀県教育委員会規則第 1 3 号				
手続名	教育委員会の傍聴人の数の制限	根拠条項	第 5 条第 2 項				
処 分 基 準	<p>教育委員会の傍聴人の制限は次の場合に行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>① 傍聴を希望する者が傍聴席の座席数を越えたとき</li> <li>② 上記のほか、教育長が必要と認めるとき</li> </ul>						
対応 区分	1 聴聞の実施	処理 機関	教育庁	交付 機関	教育庁	目次 No.	1
	2 弁明の機会の付与	処理 機関	教育総務課	交付 機関	教育総務課		